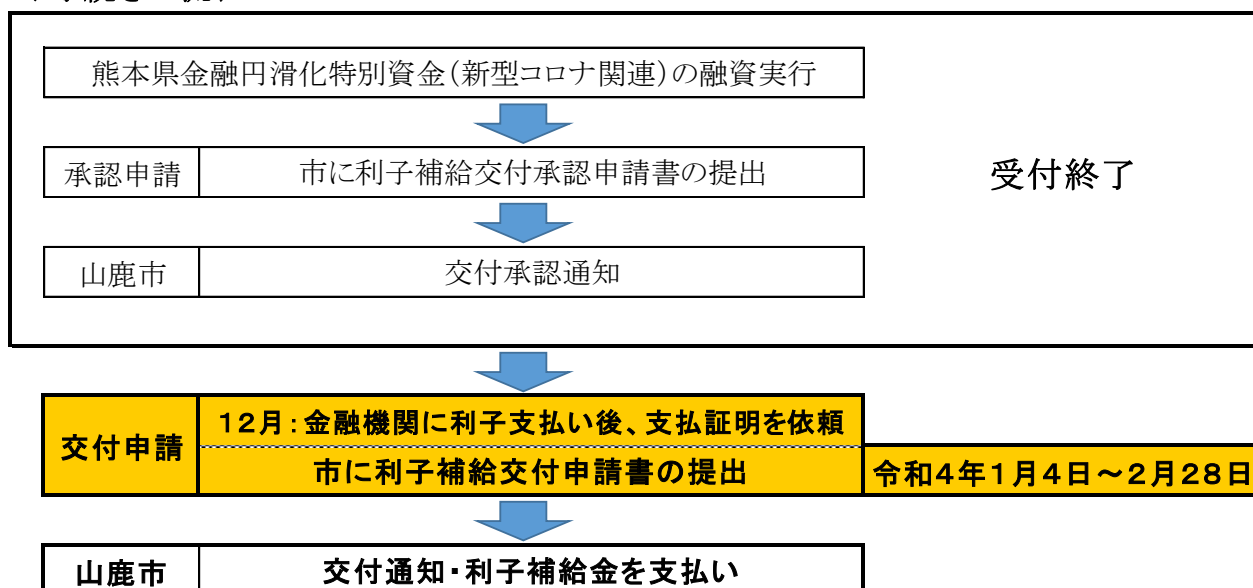


山鹿市新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 金融円滑化特別資金利子補給金について

新型コロナウイルス感染症の発生により急激な経営悪化等の影響を受ける中小企業者の経営安定化を図るため、熊本県中小企業融資制度の熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策）を利用された方へ、利子の全額を3年間補給します。

対象融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ●熊本県金融円滑化特別資金（令和3年3月末までに融資実行分） <ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症対策分 ②セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分 ③危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分
対象者	融資実行日から利子補給申請日まで継続して山鹿市内で事業を営んでいる方。 <ul style="list-style-type: none"> ●法人：山鹿市に本店又は支店の法人登記があり、法人市民税を納付の方 個人：山鹿市に事業所を有する方 ●市税等の滞納がない方（新型コロナウイルスの影響により徴収猶予が認められた方を除く。） ●他の市町村等から対象融資制度の利子補給金の交付を受けていない方
補給期間	●補助対象融資の実行日から3年間
利子補給率	●全額（同期間内に付される利子に限り、延滞利子を除く。） ※県融資制度（熊本地震分）の借り換え分も利子補給の対象
補給の中止	●補給期間に下記の事由が生じた場合は補給を終了します。 繰り上げ等により償還完了の場合、市外に移転・廃業した場合、代位弁済を行う場合、その他対象者の要件に該当しなくなった場合など

◆手続きの流れ



承認申請の受付は終了いたしました。

既に対象融資の承認を受けた方は、1月以降に交付申請を行ってください。

なお、令和4年1月から交付申請と請求を統合して1回の手続きで完了となります。

◆交付申請について

令和3年3月までに対象となる融資を受け山鹿市の交付承認通知を受けている方が対象です。

令和4年1月4日（火）から2月28日（月）までの期間に、必要書類を添えて郵送申請してください。

複数の対象融資制度を利用される場合、交付申請書（様式第2号）の申請額を合算して一括申請することも可能です。

ただし、様式第3号は金融機関及び融資制度ごとに必要です。

感染防止対策として、原則、申請書類を次の宛先に郵送してください。

〒861-0592 山鹿市山鹿 987-3 山鹿市役所 商工観光課 利子補給金窓口 宛

申請受付期間

令和4年1月4日（火）～令和4年2月28日（月）消印有効

◆申請書類一覧

番号	書類名
1	新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給金交付申請書（様式第2号）
2	新型コロナウイルス感染症対策融資に係る利子受入実績証明書（様式第3号） ※金融機関の証明が必要です。 ※複数の融資制度を利用の場合、金融機関及び融資制度ごとに証明が必要です。
3	市町村税納税証明書（発行後1か月以内のもの）
4	振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙と1ページ目の2箇所）

令和4年1月の交付申請から請求書のご提出は不要となります。

一括申請の例

- ・ A銀行で①感染症対策分と②保証4号を利用し、一括申請（様式第3号は2枚）
 - ・ A銀行で②保証4号、B銀行で②保証4号を利用し、一括申請（様式第3号は2枚）
 - ・ A銀行で②保証4号、B銀行で③危機関連保証を利用し、一括申請（様式第3号は2枚）
- ※別々に申請することもできます。

◆お問い合わせ先

山鹿市 商工観光課

電 話：0968-43-1579

FAX：0968-43-8795